

四日市市職員地域手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 30 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第 28 号

四日市市職員地域手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市職員地域手当支給規則（平成 18 年四日市市規則第 55 号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）			別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）		
都道府 県	支給地域	級地	都道府 県	支給地域	級地
東京都	特別区	1 級地	東京都	特別区	1 級地
三重県	四日市市	5 級地		調布市	3 級地
			三重県	四日市市 津市	5 級地
備考（略）			備考（略）		
別表 2（第 2 条、第 3 条関係）			別表第 2（第 2 条、第 3 条関係）		
公署（所在地）		級地	公署（所在地）		級地
北消防署朝日川越分署（三重県三重郡朝日町） 三重県消防学校（三重県鈴鹿市） 消防指令センター（三重県桑名市） 朝明広域衛生組合（三重県三重郡川越町） 三重県（津市） 三重県防災航空隊（三重県津市） 三重県後期高齢者医療広域連合（三重県津市） 三重県地方税管理回収機構（三重県津市）		5 級地	全国市町村国際文化研修所（滋賀県大津市）		4 級地
			北消防署朝日川越分署（三重県三重郡朝日町） 三重県消防学校（三重県鈴鹿市） 消防指令センター（三重県桑名市） 北部浄化センター（三重県三重郡川越町）		5 級地
附 則			附 則		
1（略）			1（略）		

2 (略)

(条例第40条の規定による地域手当の
支給割合)

3 当分の間、条例第40条第2項各号の
支給割合は、次の表のとおりとする。

<u>級地</u>	<u>支給割合</u>
<u>1級地</u>	<u>100分の18</u>
<u>5級地</u>	<u>100分の7</u>

2 (略)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(総務部人事課)